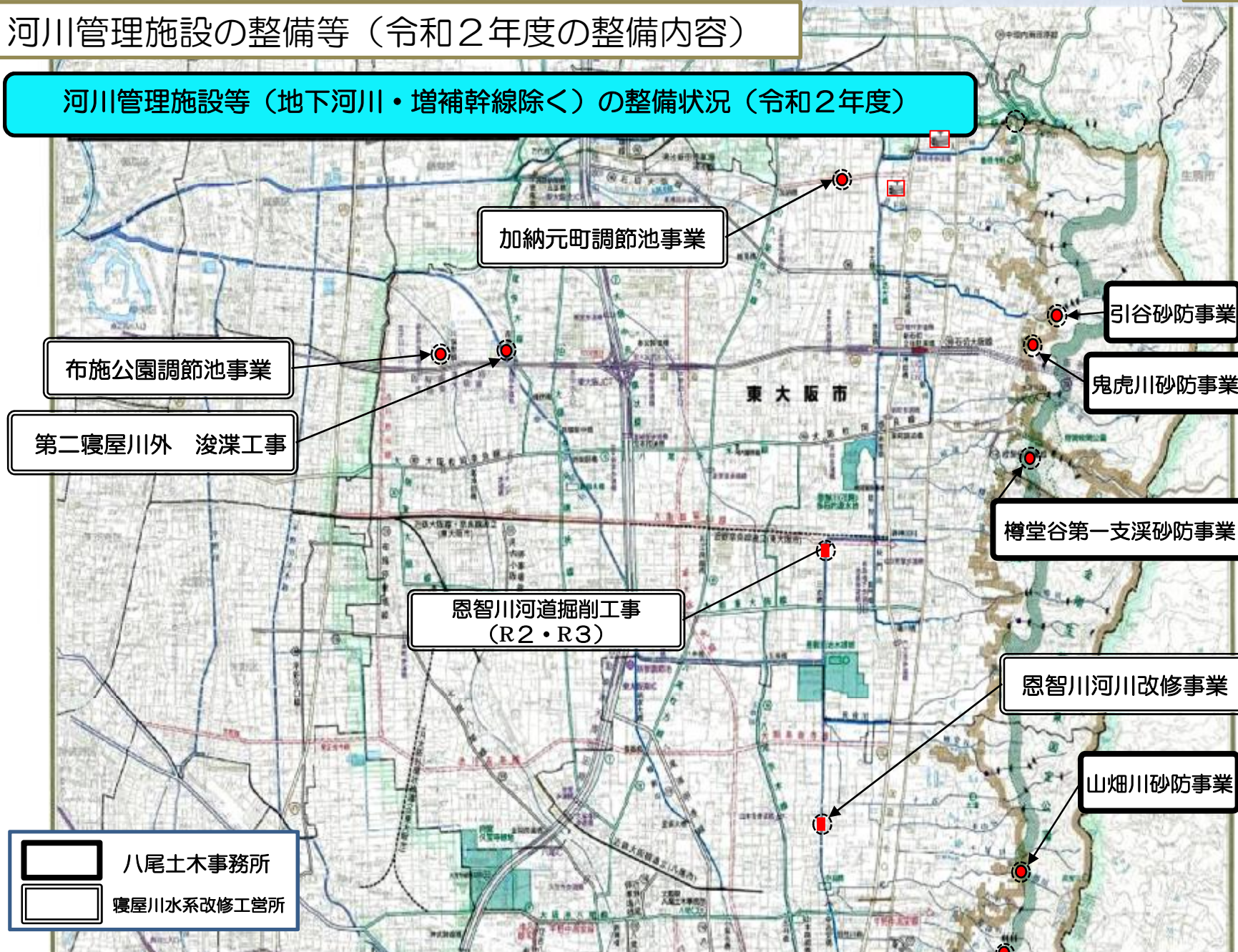


# 河川管理施設の整備等に関する事項

資料4

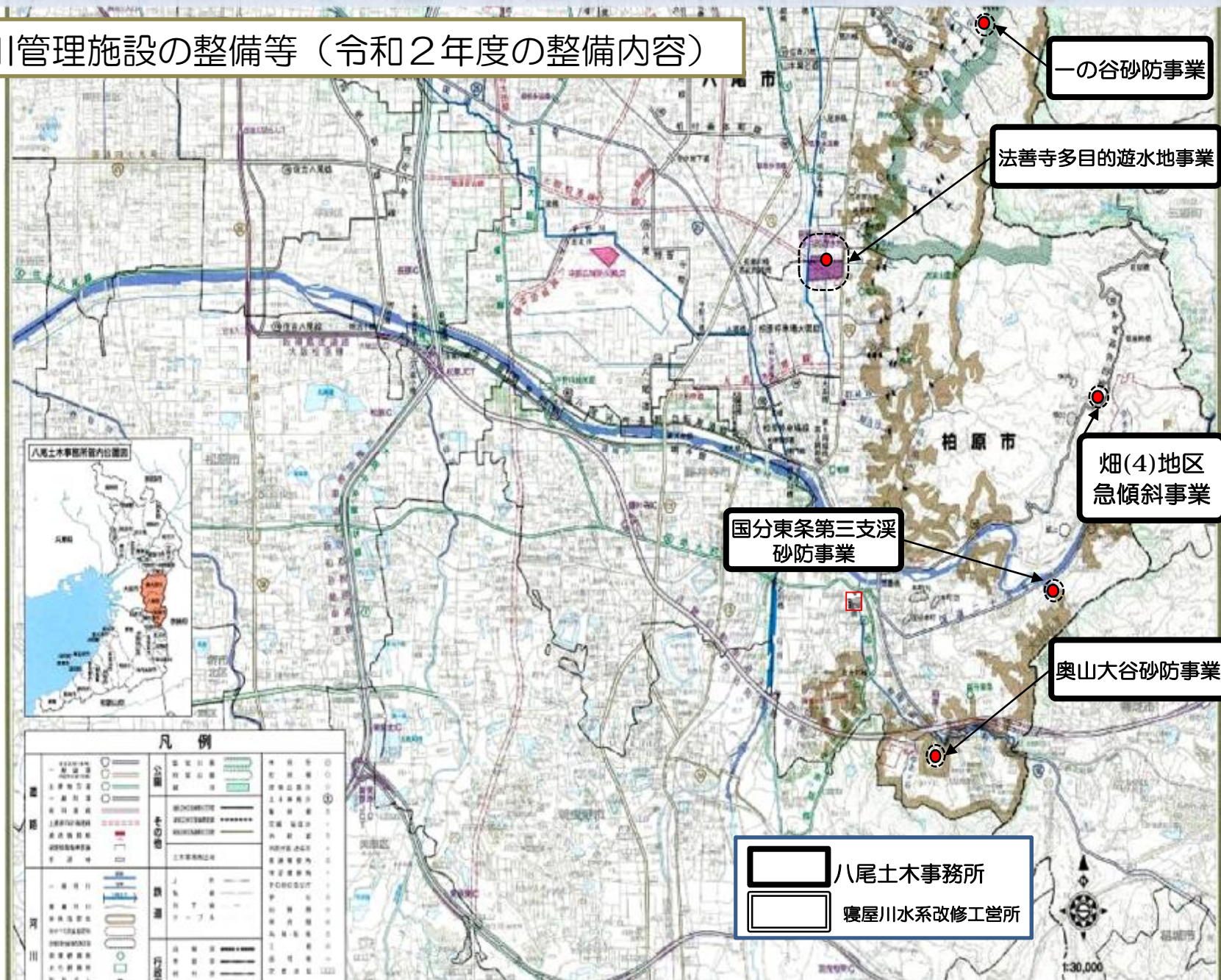
河川管理施設の整備等（令和2年度の整備内容）

河川管理施設等（地下河川・増補幹線除く）の整備状況（令和2年度）



# 河川管理施設の整備等に関する事項

河川管理施設の整備等（令和2年度の整備内容）



# 河川管理施設の整備等に関する事項

## 寝屋川南部地下河川と 下水道増補幹線の整備状況

### ◆現状

- 貯留量：100万 $m^3$
- 集水区域：8,000ha（供用済7,800ha）



### 凡例

#### 寝屋川水系改修工営所

- 地下河川（整備中）
- 地下河川（完成）

#### 東部流域下水道事務所

- 下水道増補幹線（整備中）
- 下水道増補幹線（完成）

想定最大規模降雨の浸水想定区域図作成のスケジュール

資料5

府管理河川(154河川)

R2.4.1

事務所	対象河川 ※ 太字・下線は、水防警報河川	河川数	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021) 5月末ま でに公表
寝屋川水系	<b>寝屋川</b> 、 <b>第二寝屋川</b> 、 <b>恩智川</b> 、 <b>平野川</b> 、 <b>平野川分水路</b> 、 <b>古川</b> 、 <b>楠根川</b> 、城北川	8	発注年次	公表年次			
鳳土木	(H30事業評価) <b>大津川</b> 、 <b>榎尾川</b> 、 <b>牛滝川</b> 、東榎尾川、父鬼川、松尾川	6	発注年次	公表年次			
岸和田土木	(H30事業評価) <b>佐野川</b> 、住吉川、雨山川	3	発注年次	公表年次			
富田林土木(松原)	(H30事業評価) <b>西除川</b> 、西除川放水路、三津屋川、 <b>東除川</b> 、落堀川、大水川、平尾小川	7		発注年次	公表年次		
鳳土木	<b>芦田川</b> 、芦田川分水路	2		発注年次	公表年次		
西大阪治水(神崎)	<b>神崎川</b> 、左門殿川、中島川、西島川、 <b>天竺川</b> 、 <b>兎川</b> 、 <b>高川</b> 、旧猪名川、糸田川、上の川	10		発注年次	公表年次		
茨木土木	<b>安威川</b> 、正雀川、正雀川分水路、 <b>山田川</b> 、大正川、境川、三条川、新大正川、 <b>茨木川</b> 、佐保川、勝尾寺川、川合裏川、裏川、箕川、郷之久保川、土室川分水路、下音羽川	17		発注年次	公表年次		
	(H31事業評価) <b>芥川</b> 、 <b>女瀬川</b> 、真如寺川、西山川、東山川、 <b>檜尾川</b> 、東檜尾川、田能川、 <b>水無瀬川</b> 、年谷川	10		発注年次	公表年次		
枚方土木	(H31事業評価) <b>穂谷川</b> 、 <b>船橋川</b> 、 <b>天野川</b> 、藤田川、北川、前川	6		発注年次	公表年次		
富田林土木	<b>石川</b> 、飛鳥川、佐備川、宇奈田川、石見川、加賀田川、太井川、大乗川、梅川、千早川、水越川、天見川	12		発注年次		公表年次	
池田土木	猪名川、 <b>千里川</b> 、箕面鍋田川、芋川、 <b>箕面川</b> 、石澄川、茶長阪川、神田川、 <b>余野川</b> 、木代川、切畑川、石田川、初谷川	13			発注年次	公表年次	
鳳土木	<b>石津川</b> 、百済川、百舌鳥川、和田川、陶器川、甲斐田川、妙見川	7			発注年次	公表年次	
岸和田土木	(R2事業評価) <b>津田川</b>	1			発注年次	公表年次	
	<b>櫻井川</b> 、新家川	2			発注年次	公表年次	
	<b>春木川</b>	1			発注年次	公表年次	
	<b>近木川</b> 、稲谷川	2			発注年次	公表年次	
	<b>見出川</b>	1			発注年次	公表年次	
	<b>男里川</b> 、金熊寺川、菟砥川、山中川	4			発注年次	公表年次	
池田土木	(R3事業評価) 一庫・大路次川、山田川、長谷川、山辺川、田尻川、野間川、木野川、大原川	8				発注年次	公表年次
枚方土木	寝屋川導水路、讚良川、岡部川、清滝川、清滝川分水路、江蟬川、谷田川、鍋田川、打上川、南前川、たち川、権現川	12				発注年次	公表年次
八尾土木	原川、音川、大川、新川、長門川、御神田川、箕後川、日下川	8				発注年次	公表年次
鳳土木	王子川、新王子川	2				発注年次	公表年次
岸和田土木	(R3事業評価) 大川	1				発注年次	公表年次
	田尻川、茶屋川、番川、東川、西川	5				発注年次	公表年次
西大阪治水	正蓮寺川、六軒家川、旧淀川、土佐堀川、木津川、尻無川	6				発注年次	公表年次
		154					

都道府県・市町村の担当者の皆さまへ

# 水防法・土砂災害防止法の改正

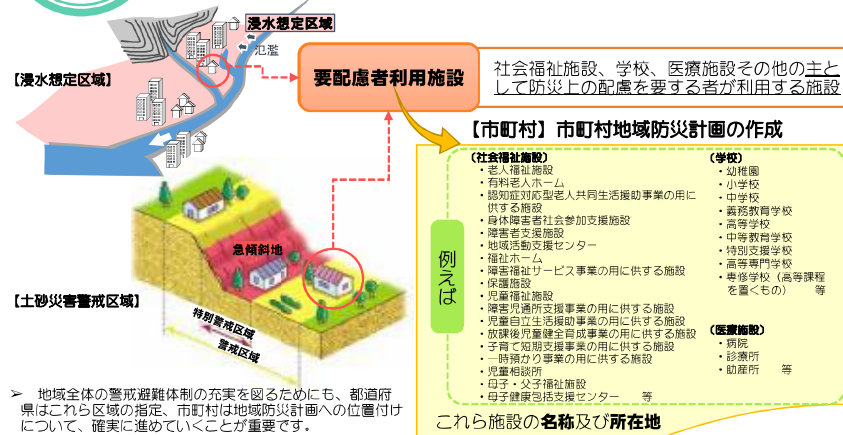
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



## 1 避難確保計画作成の支援

※「避難確保計画の作成の手引き」については、国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載しています。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
  - 防災体制
  - 避難誘導
  - 施設の整備
  - 防災教育及び訓練の実施
  - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
  - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等が主体的に作成**することが重要です。
  - 施設管理者等に避難確保計画の重要性を認識してもらうため、**市町村は、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図ることが望まれます。**
  - 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、**都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。

## 2 避難確保計画の確認

※「点検マニュアル」については、「避難確保計画の作成の手引き」とあわせて、国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載しています。

- 施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。
  - 施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、厚生労働省・国土交通省作成の**点検マニュアル等を参考に、市町村等の関係部局が連携して内容を確認**し、必要に応じて助言等を行います。

## 3 避難確保計画を作成していない場合の指示・公表

- 市町村長は**、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、**期限を定めて作成することを求めるなどの指示**を行い、正当な理由がなく**その指示に従わなかったときは、その旨を公表**することができることとなっています。
  - 避難確保計画が実効性あるものとするためには施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、**市町村長が指示・公表を行う際は、施設管理者等に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明**を行うことが望まれます。

## 4 避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**する必要があります。
  - 要配慮者利用施設における避難訓練の実施について、**都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。
  - ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練が実施**されることが重要であり、**都道府県及び市町村は、このような避難訓練が実施されるよう促進**することが望まれます。



法改正に関する問い合わせ

国土交通省水管理・国土保全局 TEL：03-5253-8111（代表）

水防法関係 河川環境課水防企画室 土砂災害防止法関係 砂防部砂防計画課

# 資料7 おおさかタイムライン防災プロジェクト

いかなる災害も、先を見越し、あらかじめ、各組織の役割や行動を定め合意しておくことが、いざというときに、命を守る、経済被害を最小化することにつながる

## タイムラインで変わる防災

「タイムライン防災」とは、大規模な災害はいずれ発生することを前提に、府民の命を守り、被害を最小化することを目的として、防災関係機関が連携して、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列に整理した計画です。

1. タイムラインの策定過程で、お互いの顔が見える関係を築く。
2. タイムラインであらかじめ役割を決めて、動く。
3. タイムラインは、首長の意思決定を支援する。
4. タイムラインで、先を見越した早めの行動が安全・安心に。
5. タイムラインを防災チェックリストとし、防災行動の漏れ、抜け、落ちの防止に。
6. タイムラインに実災害での反省や課題をフィードバック。



## プロジェクトの概要

大阪府では、タイムラインを以下の3つに分類しており、それぞれについて先行取り組み（リーディングプロジェクト）に着手し、タイムラインを完成させ、先行事例をモデルに、洪水や土砂災害、高潮災害など異なるハザードも対象に加えながら、国や市町村と連携し、タイムライン防災を大阪府全域に拡げていく、「おおさかタイムライン防災プロジェクト」を進めています。

### 広域タイムライン

比較的大きな流域を対象とし、大阪府や市町村、国に加え、報道機関、ライフライン事業者、鉄道事業者など多くの防災機関の防災行動を記載し、主に国や大阪府が主体となり作成する流域タイムライン



### 市町村タイムライン

ひとつの市や町、村の区域を対象とし、主に市町村の各部署の防災行動を記載し、主に市町村が主体となり作成する市町村のタイムライン



### コミュニティ(地域)タイムライン

自治会や小学校区など小さな区域を対象とし、住民や自主防災組織などの防災行動を記載し、主に市町村と地域や住民が一緒に作成する地域のタイムライン



## プロジェクトの達成目標

水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画に基づき、**2021年(令和3年度)**までに、**大阪府内の全市町村**において、「洪水」「土砂」「高潮」のいずれかが対象としてタイムライン策定を目指します。

### 洪水

流域が複数の市町村にまたがり、施設操作などにより、水位情報が重要な意味を持つ河川については、流域全体を対象に**大阪府が「主体的」に策定**します。  
その他の河川は、「市町村タイムライン」が基本となるため、**大阪府は「策定支援」**を行います。

### 土砂災害

現象が限定的であり「市町村タイムライン」が基本となるため、**大阪府は「策定支援」**を行います。

### 高潮

大阪湾沿岸の複数市町村が関連し、水門や鉄扉等の操作や道路の通行止め等、府の防災行動が大きく影響するため、**大阪府が「主体的」に策定**します。

## タイムラインは策定して終わりではない

平常時の訓練や実際の水害対応の中での検証などを踏まえて、改善を重ねる、確実な災害への備えに繋げていきます。



## これまでの取り組み

### 「水防法の一部を改正する法律」施行 6月

- ① 要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び訓練の義務化
- ② 大規模減災協議会の創設
- ③ 水害対応タイムライン作成の取り組み

### リーディングプロジェクト

河南町 土砂災害タイムライン検討会 発足式 12月  
大阪府と河南町、大阪府気象台、警察、報道機関、ライフラインが参画する検討会を新設し、市町村タイムラインの検討体制を構築。

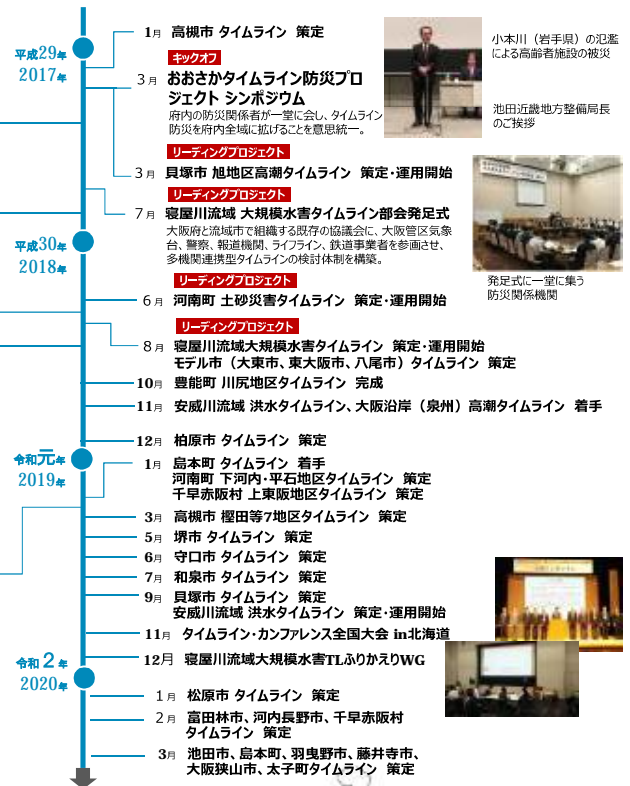


### 平成30年7月豪雨、台風第21号 7月、9月



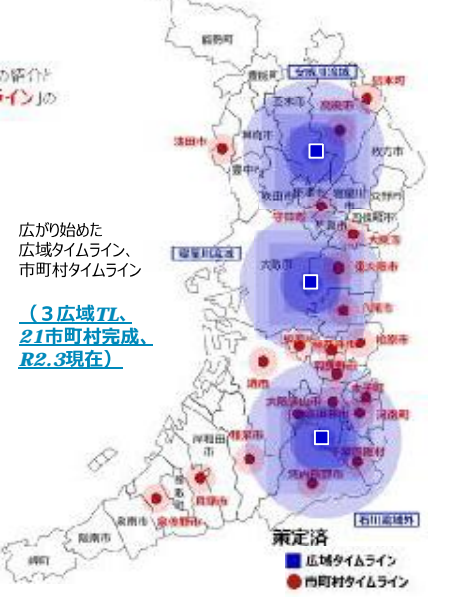
### 情報発信・機運醸成・きっかけづくり

タイムライン・カンファレンス全国大会 in 貝塚 1月  
全国の先行事例や専門家による講演、タイムラインを策定した自治体首長によるパネルディスカッションなど、タイムライン展開に向けた機運醸成が行われた。



## 今後の展開

これからタイムラインを検討する市町村や団体を支援するため、先行取り組みの参考となる「タイムライン策定の手引き」と「コミュニティタイムライン」のリーフレットを作成しました。



引き続き、住民の避難行動を支援するコミュニティタイムラインへの展開を行うとともに、大阪府管理河川のみではなく、近畿地方整備局と連携し、国直轄河川にも取り組みを広がっていきます。

○ 洪水浸水想定区域図の指定に伴う変更の反映

○大津川・榎尾川の洪水予報通信連絡系統図において必要な通知先の見直しを反映(第5章第4節)

○水位情報通知先の見直しを反映(第5章第5節)

○佐野川の水防警報発表基準水位の見直しを反映(第5章第6節)

○府管理河川の浸水想定区域図指定状況の見直しを反映(第17章第1節)

○ 警戒レベルに関する記述の追加(第5章第9節)

# 令和元年度の気象情報改善

大阪管区気象台





# 防災情報専用Twitterアカウント開設

- 気象庁の持つ危機感をより効果的に発信し、避難行動や復旧活動等の防災行動に役立てていただくため、新たに防災情報専用のTwitterアカウントを開設(令和元年10月4日)。

## 防災情報専用Twitterアカウント (@JMA\_bousai) による情報発信



### (発信する情報)

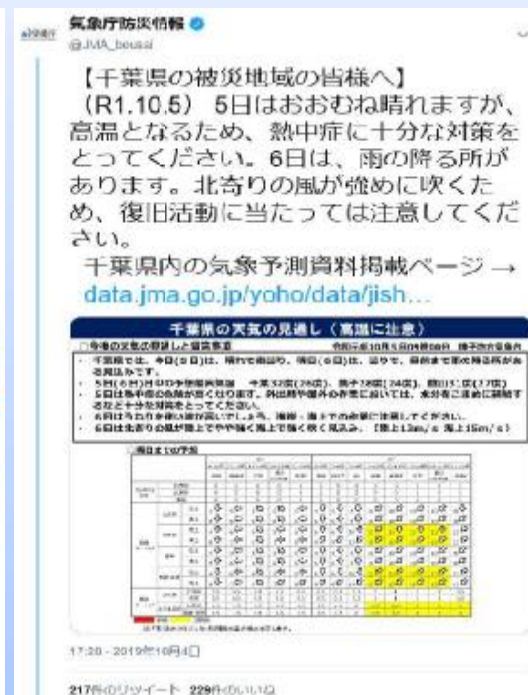
- ・ 台風の接近等による大雨や、地震、火山噴火の発生等により**顕著な災害の発生が想定される、あるいは既に発生している場合**に、現況や今後の見通し、防災上の留意事項、緊急記者会見の内容等を中心に情報を発信。
- ・ 緊急時に発信される**情報をより有効に活用いただくため、平時から防災知識の普及・啓発**のための情報も発信。

### (ユーザーの反応等)

- ・ フォロワー数は**約13万人**。
- ・ 台風第19号に関するツイートに対し、**約300万のユーザーが閲覧、8000件超のリツイート、5000件超の「いいね」**。



台風第19号への注意を呼び掛けるツイート (10/7)



台風第15号で被災した地域へ気象情報を発信するツイート (10/5)

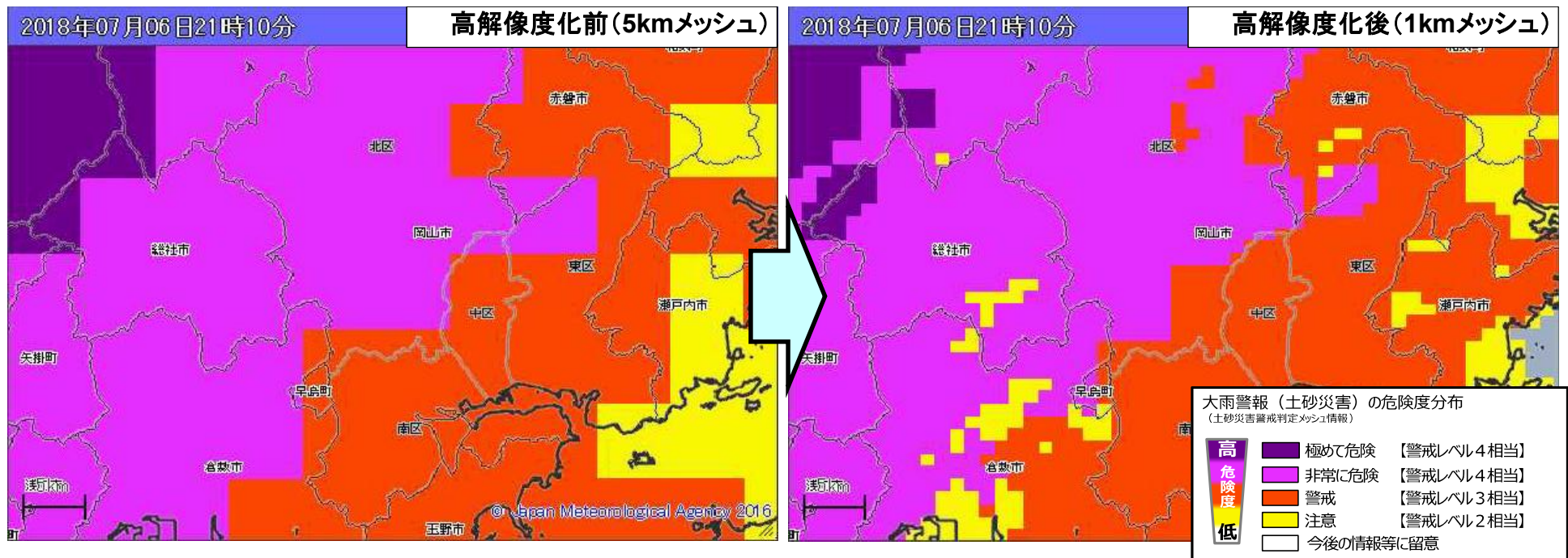
活動の効果  
ならびに  
今後の予定

●フォロワーの多い「インフルエンサー」にリツイートされるなど、多くの方に情報を伝えることができた。



# 土砂災害の「危険度分布」の高解像度化

- 土砂災害の「危険度分布」の高解像度化を令和元年6月28日に実施。
- 高解像度化により、危険度が上昇するタイミングを従来と変えることなく、真に避難が必要な地域に絞り込んで避難の必要性を伝えることができるようになり、市町村等が適切に地域を絞り込んで避難勧告等を行うことを支援。



左:高解像度化前の危険度分布(平成30年7月6日の岡山県内の領域について実際に発表したもの)

右:高解像度化後の危険度分布(同領域について事後に再計算して高解像度化したもの)

活動の効果  
ならびに  
今後の予定

●高解像度化により、危険度が上昇するタイミングを従来と変えることなく、真に避難が必要な地域に絞り込んで避難の必要性を伝えることができるようになり、市町村等が適切に地域を絞り込んで避難勧告等を行うことを支援。



# 「危険度分布」の通知サービス開始

- 「危険度分布」等が示す危険度の変化を、メールやスマホアプリで伝えるプッシュ型の通知サービスを開始しました。（令和元年7月10日）



- 通知サービスでは、ユーザーが登録した地域の危険度が上昇したとき等に、スマートフォンのアプリやメール等でプッシュでお知らせ。
- 土砂災害や洪水災害等から避難が必要な状況となっていることにすぐに気付くことができるようになり、自主的な避難の判断に活用していただくことが期待される。



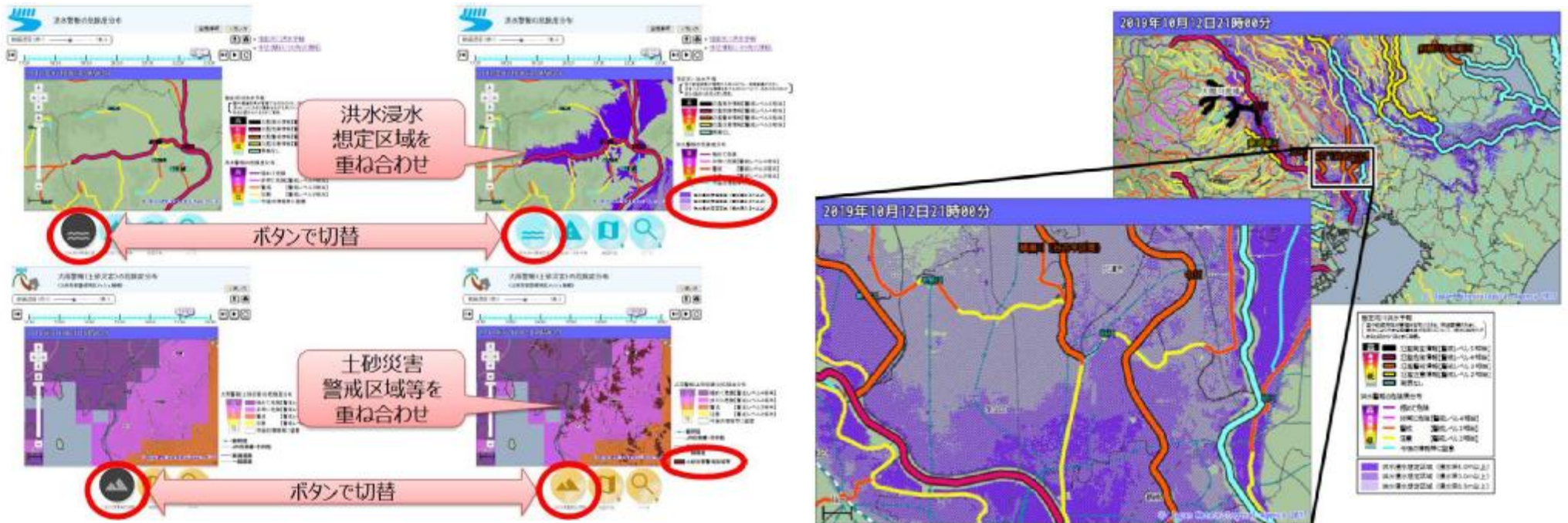
活動の効果  
ならびに  
今後の予定

- 土砂災害や洪水災害等から避難が必要な状況となっていることにすぐに気付くことができるようになり、自主的な避難の判断に活用していただくことが期待される。



# 気象庁HP「危険度分布」の改善

➤ 気象庁ホームページの洪水及び土砂災害に関する「危険度分布」に洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等のリスク情報を重ね合わせて表示できるよう改善しました。（令和元年12月24日）



活動の効果  
ならびに  
今後の予定

●住民の自主的な避難の判断や、市町村のより適切な避難情報の発令につながることを期待。